

「北播磨」の魅力発信にかかる Instagram 動画作成・広告配信業務 仕様書

1 事業名

「北播磨」の魅力発信にかかる Instagram 動画作成・広告配信業務

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日（日）まで

3 事業の目的

国内ユーザー数が約 3,300 万人といわれる Instagram を活用し、ターゲティングにより、北播磨地域の自然・歴史・文化・食をはじめとした豊富な観光資源を PR する動画を作成・配信することで、北播磨の認知度向上及び来訪者の増加を図る。

4 委託費

金 1, 7 6 0, 0 0 0 円以内（消費税額及び地方税額を含む。）

5 業務内容

次の（１）～（５）に係る業務を適切に実施すること。また、上記 4 の委託限度額の範囲内において、業務の目的を達成するため、5（５）のとおり追加提案を行うことができるものとする。

（１）動画の企画・構成・作成等

- ア 内容は、北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）の魅力が短期間で伝わるものとする。
- イ 効果的な投稿方法（ストーリーズ、リール）を提案すること。
- ウ 動画の尺は、投稿の方法により適切に設定する。
- エ 動画は、少なくとも 6 本（5 市 1 町それぞれ 1 本以上）作成する。
- オ 使用する画像、動画データについては、受託者が取材・撮影等により入手すること（既存のデータを用いることも可能）。
- カ 本業務を遂行するにあたって、許可申請手続きが必要な場合は、受託者において行うこと。ただし、受託者のみで本業務の遂行が困難な場合は、発注者が協力するものとする。
- キ 動画の作成にあたっては、事前に発注者による内容確認を受けること。
- ク 納品は令和 9 年 3 月 1 日（月）とする。
- ケ 納品は、データにて最適な解像度（フル HD 以上）でおこなうこと。
- コ 納品物にはそれぞれタイトル等をつけること。

（２）広告の発信

- ア 広告発信を行うアカウントは、「ハートにぐっと北播磨」を使用すること

イ 広告の誘導先はポータルサイト「ハートにぐっと北播磨」(別途指定する外部ページ) とすること

ウ 広告の掲載期間、掲載回数等は、委託金の範囲内で、発注者と協議のうえ決定すること

(3) ターゲット

設定するターゲットやその属性・志向は、次のアからウのとおりであるが、詳細なペルソナ設定については企画提案すること。

ア 兵庫県、大阪府、京都府を中心とした関西圏に在住する 20～50 代の若年・中年層

イ インスタグラムを日常的に閲覧する層

ウ ファッションや旅行、レジャー、グルメへの関心が高く、情報収集に積極的でアクティブに行動する層

(4) 目標の設定等

ア 事前に目標 KPI を設定して実施すること。

イ 目標については、実現可能性のあるものとする。ただし、発注者と協議・調整の結果、変更する必要があることに留意すること。

(5) その他の提案・実施

5 (1) で作成する動画にあたって、より効果的な発信等、工夫を図る場合は、その内容を業務企画書に記載すること。

6 広告配信の結果報告・検証

(1) 実施した広告動画ごとにインプレッション数、リーチ数、クリック数(率)、の結果を、通算、月、週、日別、時間帯、性別、地域などの項目別に報告すること。

(2) 実施した広告結果の検証・分析を行い、その結果報告と効果向上提案を含めて報告すること。また、効果向上提案について具体的に検討できることがあれば記載すること。

7 事業実施スケジュール

(1) 業務行程表の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年9月上旬予定

(2) 広告の発信、公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年10月上旬～2月末予定

(3) 成果物・実績報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和9年3月中旬予定

8 個人情報等の取扱いについて

委託業務の実施に当たり取得した個人情報及び関係団体等の機密情報については、受託者において漏えいを防止するために必要かつ十分な措置を講じるものとし、委託業務の完了後においても同様とする。

9 特記事項

- (1) 本業務により制作される成果物にかかる著作権は発注者に帰属することとし、発注者は加工及び二次利用出来ることとする。
- (2) 著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) この仕様書に記載のない事項について、または仕様書の内容に疑義を生じた場合は、発注者と協議のうえ、対応すること。
- (4) 受託者の責めに帰する誤りがあった場合は、受託者の責任と負担において、修正または再制作等の措置を講じること。
- (5) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を発注者に提出し、発注者の書面による承認を得た場合は、発注者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は発注者に対し全ての責任を負うものとする。

- (6) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを守り、遺漏のないようにすること。